

商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱

(昭和 60 年 9 月 2 日県告示 616 号)

1 概要

項目		区分	拡声機を店頭、街頭等に固定し、又は自動車等に備え付けて使用する場合	航空機に備え付けて拡声機を使用する場合
1 規制対象地域		県 内 全 域		
2 事業者の責務		商業宣伝放送を行うときは、要綱の定めに従うとともに、事業者の責任において、住民の静穏な生活環境の保全に努めること。		
3 拡声機の使用基準	(1) 使用禁止地域	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周辺	1) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の国立公園及び国定公園 2) 長野県自然公園条例（昭和 46 年長野県条例第 22 号）の長野県立自然公園 3) 長野県自然環境保全条例（昭和 48 年長野県条例第 35 号）の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域 4) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和 26 年法律第 253 号）の国際親善文化観光都市	
	(2) 使用禁止時間	午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間において拡声機を使用しないこと	午後 5 時から翌日の午前 9 時までの間において拡声機を使用しないこと	
	(3) 使用方法		1) 拡声機を使用しながら、同一地域の上空で連続して 2 回を超えて旋回しないこと。 2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園に直接拡声機を向けて使用しないこと。 3) 拡声機の電力増幅機の使用時の最大出力は、30 ワット以下にすること。	
4 届 出	なし	当該商業宣伝放送を行う日の 3 日前までに届出するものとする。		
5 勧 告	前記 3 の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。	前記 3 及び 4 の規定に違反した者に対し、改善を勧告するものとする。		

2 拡声機放送の届出（第 5 条）

拡声機を航空機に備え付けて飛行することにより商業宣伝放送を行おうとするときは、当該商業宣伝放送を行う日の 3 日前までに、拡声機を使用する航空機ごとに、(1)に掲げる事項を記載した商業宣伝放送実施届出書を知事に提出しなければなりません。

(1) 届出事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ・ 商業宣伝放送の依頼者の氏名又は名称及び住所
- ・ 商業宣伝放送を行おうとする日時及び場所
- ・ 航空機に搭載する拡声機の数及びその搭載方法並びに当該拡声機の電力増幅機の最大出力及び使用時の最大出力

(2) 届出書の提出

ア 部数

正本及び副本 2 部

イ 提出先

届出をしようとする者の営業所の所在地（長野県内に営業所を有しない者にあつては、主として商業宣伝放送を行おうとする区域）を管轄する地域振興局の環境担当課（環境・廃棄物対策課、環境課、総務管理・環境課）